

Attached Documents

附属資料





1. 佐世保市総合計画条例

佐世保市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市総合計画(以下「総合計画」という。)の構成並びに佐世保市基本構想(以下「基本構想」という。)及び基本構想を実現するための基本的な事項を定める計画(以下「基本計画」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成並びに基本構想の内容及び基本構想に即した事務の処理並びに基本計画の内容)

第2条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成するものとする。

2 基本構想は、概ね10年程度の期間を展望し、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため市政の理念並びに本市の将来像及び基本目標をその内容として策定するものとし、本市は、事務を処理するに当たっては、これに即して行うようにするものとする。

3 基本計画は、基本構想に基づき実施すべき政策及び施策並びに事業、これらの方向性その他の必要な事項を示す内容として市長が定めるものとする。

(基本構想及び基本計画の策定の方針)

第3条 基本構想及び基本計画は、総合的見地から策定されなければならない。

2 基本構想及び基本計画は、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

3 前2項の規定は、基本構想及び基本計画の変更について、準用する。

(佐世保市総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、次条の規定による議会の議決を経るため基本構想の案を議案として提出しようとするときは、あらかじめ、佐世保市総合計画審議会条例(昭和45年条例第4号)第1条に規定する佐世保市総合計画審議会に諮問するものとする。

(基本構想の策定に係る議会の議決)

第5条 基本構想は、議会の議決を経て策定するものとする。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(基本構想の公表)

第6条 市長は、基本構想が策定されたときは、速やかにこれを公表するものとする。基本構想が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定は、基本計画の策定及び変更について、準用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

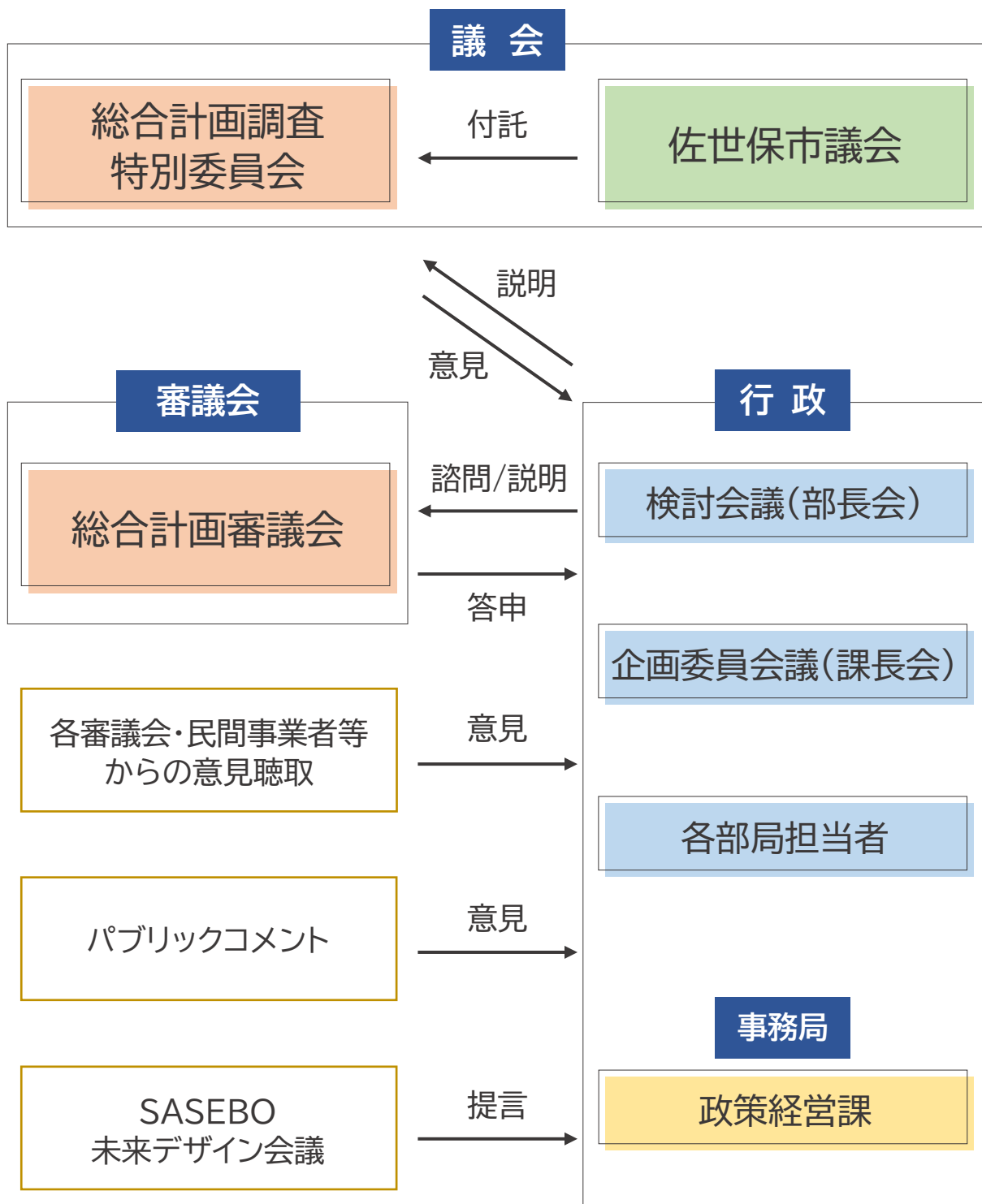
2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する基本構想及び基本計画について適用し、同日前に策定した基本構想及び基本計画については、なお従前の例による。

2. 策定経過

年月日	主な策定経過
令和4年 7月9日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆チーム夢
7月23日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆チーム希望
8月6日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆チーム夢
8月20日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆チーム希望
9月3日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆イベント・グルメ
9月17日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆アーケード ◆観光・情報発信
10月1日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆交流 ◆生活・環境
10月15日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆イベント・グルメ
10月29日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆アーケード ◆観光・情報発信
11月12日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆交流 ◆生活・環境
11月26日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆イベント・グルメ ◆アーケード ◆観光・情報発信
12月10日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆交流 ◆生活環境
令和5年 3月18日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆提言書完成
4月1日	SASEBO 未来デザイン会議 ◆市制施行記念式典・市政功労者表彰式での提言発表
4月17日	佐世保市総合計画検討会議（部長会） ◆後期基本計画とデジタル田園都市構想総合戦略

年月日	主な策定経過
5月23日	企画委員会議 ◆後期基本計画の策定について
7月18日	佐世保市総合計画検討会議（部長会） ◆後期基本計画について
7月21日	総合計画審議会 ◆後期基本計画について
8月17日 18日 21日	総合計画調査特別委員会 ◆後期基本計画（中間素案）について
9月1日	パブリックコメント受付開始
9月27日	総合計画審議会 ◆後期基本計画（中間素案）について
10月19日 20日 23日	総合計画調査特別委員会 ◆後期基本計画（中間素案）について
11月24日	総合計画調査特別委員会 ◆後期基本計画（中間素案）について
11月28日	総合計画審議会 ◆後期基本計画（中間素案）について
11月30日	パブリックコメント受付終了
12月4日	総合計画審議会 ◆答申（第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について）
12月18日	総合計画調査特別委員会 ◆後期基本計画（案）について
令和6年 1月15日	佐世保市総合計画検討会議（部長会） ◆後期基本計画（案）について

3. 策定体制



4. 佐世保市議会総合計画調査特別委員会

委員名簿 令和5年5月31日～令和5年12月21日

◎委員長 ○副委員長

◎	山下	廣大
○	大村	哲史
	本田	博之
	諸國	麻椰
	古賀	豪紀
	鶴	大地
	松尾	俊哉
	小田	徳顕
	佐藤	文子
	永田	秀人
	田中	稔

5. 佐世保市総合計画審議会

佐世保市総合計画審議会条例

(設置及び目的)

第1条 この条例は、本市の基本構想の設定及び総合的かつ計画的行政の推進に係る重要事項について、市長の諮問に応じて審議調査するため、佐世保市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長が特に指示する事項

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が認める者

2 前項第1号の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき若しくは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条の2 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認められた場合は、非公開とすることができる。

第7条 審議会の会議において必要と認められたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会に属する委員の互選による。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(専門調査委員)

第9条 審議会に専門的事項について調査させるため、専門調査委員を置くことができる。

2 専門調査委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他適当と認める者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の審議をたすける。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画部において行う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

～ 以下の改正附則（略）～

佐世保市総合計画審議会 委員名簿

任期：令和5年2月19日～令和7年2月18日

◎会長 ○副会長 敬称略、順不同

委員氏名	所属・役職名
◎ 西岡 誠治	長崎県立大学 教授（公共政策学科）
○ 飯田 満治	（公財）佐世保観光コンベンション協会 顧問
池田 真秀	佐世保商工会議所 副会頭
折原 浩一	ながさき西海農業協同組合 常務理事
前川 雄紀	十八親和銀行佐世保本部 主任調査役
樋渡 尚子	佐世保市子ども・子育て会議 副会長 [佐世保市民生委員自動委員協議会連合会 主任児童委員部会副会長]
藤川 浩司	佐世保市PTA連合会 前副会長
川原 ゆかり	長崎短期大学 副学長（保育学科・教授）
宮地 晃輔	佐世保市都市計画審議会会長 [長崎県立大学 教授（経営学科）]
深堀 寛治	佐世保市社会福祉協議会 会長
脇野 幸太郎	佐世保市保健福祉審議会 会長 [長崎国際大学 教授（社会福祉学科）]
藤井 正寛	佐世保地区防災協議会 会長
永瀬 徳豊	長崎新聞社佐世保支社 支社長
鈴木 裕子	長崎県弁護士会（佐世保支部） [横田雄介法律事務所]
横山 均	長崎県立大学 教授（実践経済学科）
馬郡 啓	長崎県DXアドバイザー（㈱マゴオリ代表取締役）
村山 弘司	長崎県県北振興局 局長

任期：令和3年8月10日～令和5年8月9日

委員氏名	所属・役職名
溝口 悦雄	佐世保市水産振興協議会 （相浦漁業組合 代表理事組合長）
船山 和恵	市民公募

任期：令和5年8月10日～令和7年8月9日

委員氏名	所属・役職名
溝口 悦雄	佐世保市水産振興協議会 （相浦漁業組合 代表理事組合長）
西信 好真	市民公募
山崎 千鶴	市民公募

第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について（諮問・答申）

（諮問）

5 政 第 2 2 6 号
令和5年7月21日

佐世保市総合計画審議会
会長 西岡 誠治 様

佐世保市長 宮 島 大 典

第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

佐世保市総合計画審議会条例第2条の規定により、第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について、貴総合計画審議会の意見を求めます。

以 上
（政策経営課）

(答申)

令和5年12月4日

佐世保市長 宮島 大典 様

佐世保市総合計画審議会
会長 西岡 誠治

第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について (答申)

当審議会は、佐世保市総合計画条例(平成27年条例第4号)第4条の規定に基づき、令和5年7月21日付け5政第226号により、佐世保市長から下記諮問案件について意見を求められましたので、審議のうえ、下記のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

記

諮問案件 「第7次佐世保市総合計画後期基本計画の策定について」

1 審議会の結論

令和5年11月28日に当審議会に示された第7次佐世保市総合計画後期基本計画(素案)は、今後の本市のまちづくりの方針とその実現に向けた目指すべき方向性を明らかにしており、妥当と判断する。

2 附帯意見

- (1) 総合計画は、「まちづくりの目標」と「基本的な方向性」を明らかにするとともに、その実現に向けた政策・施策の体系を示したものである。
行政におかれては、本計画に示された「まちづくりの目標」と「基本的な方向性」を常に意識しながら、子育て、教育、経済、都市基盤、福祉など、広範囲な市民生活に係る取組を、効果的・効率的に推進してもらいたい。
- (2) 総合計画に示された取組の推進に当たっては、市政に対する市民からのいろいろなご意見を聴き、特にこれからの佐世保を支える若者の声も取り入れながら、「佐世保だからできる」・「佐世保らしい」魅力あるまちづくりが展開されることを期待する。

以 上

6. SASEBO 未来デザイン会議

「SASEBO 未来デザイン会議」は、佐世保市にゆかりのある若者が集まり、「まち」の未来について語り合い、「まち」に関わる「やってみたいこと」や「私たちにできること」を具体的に考える場を通じて、いまの「させぼ」を知り、これからの「SASEBO」を考える、未来のためのプロジェクト会議として令和4年度に開催しました。

メンバーには、高校生から社会人まで、市内だけでなく県外在住の本市出身者や県外から移住された方など、バラエティに富んだ方々58名に集まっていただき、コーディネーターによる進行のもと、させぼの未来についてメンバーの皆さんで語り合い、今後のまちづくりに関するアイデアや企画を考え、本市への提言書を取りまとめていただきました。

皆さまからのご提案は、今回の後期基本計画の策定段階において貴重なご意見として参考にさせていただきました。また、今後の後期基本計画の推進にあたり、各事業への検討資料として活かしてまいります。



7. 庁内の検討体制

佐世保市総合計画検討会議（部長会）委員名簿

令和5年12月18日現在

市長	宮島 大典	土木部長	田島 克巳
市長	朝長 則男 ◆令和5年4月29日付で 退任	港湾部長	大塚 健
副市長	西本 真也	市民生活部長	中西 あけみ
副市長	田中 英隆	保健福祉部長	辻 英樹
副市長	山口 智久 ◆令和5年8月1日付で 退任	保健所長	井上 文夫
議会事務局長	池田 真二	子ども未来部長	岡 雄一
基地政策局長	北村 敬男	環境部長	吉田 敏之
行財政改革推進局長	吉田 裕一郎	会計管理室理事	中嶋 康子
企業立地推進局長	川口 康博	選挙管理委員会事務局長	小田 寛司
防災危機管理局長	山元 義崇	監査事務局理事	宮崎 謙一郎
契約監理室長	森田 知之	農業委員会事務局長	有富 暢一
企画部長	杉本 和孝	消防局長	坊上 選
総務部長	田所 和行	水道局長	中島 勝利
財務部長	東 隆一郎	水道局経営管理部長	湯村 哲美
観光商工部長	長嶋 大樹	水道局事業部長	坂本 直之
農林水産部長	高増 剛	教育長	陣内 康昭
都市整備部長	溝口 勝利	教育総務部長	大藤 和浩
		学校教育部長	栗林 俊明

佐世保市総合計画企画委員会議（課長会）名簿

令和5年12月18日現在

議会運営課長	細井 章子	みなと振興・管理課長	高島 秀喜
基地政策局次長	吉本 泉	コミュニティ・協働推進課長	合満 篤
行財政改革推進局主幹	岩崎 祐一	保健福祉政策課長	金泉 雄三
企業立地推進局次長	伏原 朋宏	子ども政策課長	八木 正直
防災危機管理局次長	永吉 博	環境政策課長	吉住 和倫
契約課長	森田 知之	会計管理室副理事	塚田 健一
政策経営課長	前川 直也	選挙管理委員会事務局長	小田 寛司
総務課長	宮嶋 孝也	監査事務局主幹	戸浦 恵津子
財政課長	坂口 篤史	農業委員会事務局長	有富 暢一
商工労働課長	金子 泰雄	消防局総務課長	谷岡 明代
農政課長	岩永 七菜	水道局経営企画課長	柄本 完秀
都市政策課長	森山 良一	教育委員会総務課長	溝口 裕二
土木政策課長	中尾 健一		

佐世保市総合計画 事務局名簿

令和5年12月18日現在

政策経営課長	前川 直也	政策経営課主任主事	小森 眞
政策経営課長補佐	末永 信介	政策経営課主任主事	富永 愛美
政策経営課主査	嘉福 洋平	政策経営課主事	松本 桜子

8. 主な分野別計画等の一覧表

《 ひと 》 育み、学び、認め合う『人財』育成都市

主な計画等名称	計画期間	概要
第2期新させぼっ子未来プラン (次世代育成支援佐世保市行動計画) (佐世保市子ども・子育て支援事業計画)	令和2年度～ 令和6年度	子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画。
佐世保市 教育振興基本計画	令和6年度～ 令和9年度	第7次佐世保市総合計画における教育分野の活動計画であり、教育委員会が所管するもの以外の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ることを目的として策定したものを 令和5年度に第4期として策定。

《 しごと 》 活力あふれる国際都市

主な計画等名称	計画期間	概要
佐世保競輪経営方針	令和2年度～ 令和6年度	車券売上と競輪事業収益を確保し、競輪事業から一般会計へ安定的かつ持続的に繰り出すため、5年間の経営方針を定めたもの。

《 まち 》 西九州を牽引する創造都市

主な計画等名称	計画期間	概要
佐世保市都市計画マスタープラン	令和2年度～ おおむね10年間	都市計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点にたち、市全体の将来像とその将来像の実現に向けた土地利用、道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すもの。
佐世保市立地適正化計画	令和5年度～ おおむね5年間	中長期的な視点にたつて都市全体の構造を見直し、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むためのマスタープラン。
佐世保市景観計画	平成22年度～	佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等をまとめた計画。
佐世保市住生活基本計画	計画策定中	住まいの安定確保及び住生活向上の促進のために必要な施策を講ずる計画。
佐世保市空家等対策計画	次期計画策定中	本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針などを示した計画。
佐世保市営住宅長寿命化計画	次期計画策定中	市営住宅の供給のあり方（維持管理・建替・用途廃止等）を適切にマネジメントするための計画。
佐世保市緑の基本計画	令和4年度～ 令和23年度	緑豊かな都市づくりの長期ビジョンとその実現に向けた施策の取組を体系的に示した計画。
佐世保市水道ビジョン2020	令和2年度～ 令和11年度	本市水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市水道事業のマスタープランとなる計画。
佐世保市下水道ビジョン2020	令和2年度～ 令和11年度	本市下水道事業の将来像や在り方、今後の方向性を示した、本市下水道事業のマスタープランとなる計画。
道路施設補修計画	平成20年度～ 令和11年度	道路施設（橋梁、トンネル等）の計画的な維持管理の方針を定め、道路施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。

河川施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和50年度	河川施設（暗渠、樋門等、ポンプ設備）の計画的な維持管理の方針を定め、河川施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。
急傾斜施設長寿命化計画	令和元年度～ 令和50年度	急傾斜施設の計画的な維持管理の方針を定め、急傾斜施設の安全性の確保と機能保全に努めるとともに維持管理予算の平準化を図るための計画。
佐世保市環境基本計画	平成30年度～ 令和9年度	本市の環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定した計画。「地球温暖化対策推進法」に基づく、温室効果ガス排出削減に向けた目標や方針を定めた佐世保市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）や「環境教育等促進法」に基づく、環境教育・環境学習の枠組みを定めた佐世保市環境教育等推進行動計画を含んで策定。
ごみ処理基本計画	令和4年度～ 令和13年度	「廃棄物処理法」に基づき、ごみ減量化や総合的なごみ処理方針を定めた計画。
生活排水処理基本計画	令和2年度～ 令和6年度	「廃棄物処理法」に基づき、生活排水の処理について定めた計画。
佐世保港港湾計画	平成14年度～	利便性や安全性さらには快適性に優れた港湾空間の構築を目指し、総合的な港湾の整備を推進するために策定した計画。
佐世保市基地政策方針	令和3年度～	「基地との共存共生」を推進するとともに、基地政策に係る方向性を明確にし、取組を着実に進めていくための計画。

《 暮らし 》 地域が社会を築く安心都市

主な計画等名称	計画期間	概要
第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画	令和5年度～ 令和9年度	町内会の活性化や地区自治協議会の運営・活動の充実など、地域コミュニティの活性化に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進するための地域コミュニティ活性化推進条例に基づき策定した計画。
佐世保市備蓄計画	平成28年度～	大規模災害に備え備蓄体制の強化を図り、更なる市民生活の安定を確保するため、長崎県が策定した基本方針並びに佐世保市地域防災計画に基づき、備蓄品目や備蓄数量等を計画的に整備、購入するために策定した計画。
佐世保市交通安全施策実施方針	令和4年度～	「交通安全対策基本法」により県が策定する交通安全計画に基づき、本市の交通安全に関する必要な施策の推進を図ることを目的に策定。
佐世保市人権教育・啓発基本計画（改訂版）	平成27年度～	市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面で実践に結び付けるため人権教育及び啓発を推進するために策定した計画。
第4次佐世保市男女共同参画計画	令和5年度～ 令和9年度	男女が個性や能力を発揮し、自らの意志と行動であらゆる分野に対等に参画する男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するために策定した計画。
第3次けんこうシブさせぼ21	令和6年度～ 令和17年度	市民の生涯にわたる健康づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的に策定する計画。

第 2 次佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画	令和 6 年度～ 令和 17 年度	市民の歯科疾患の予防に取り組み、家庭、地域、学校、職場、医療機関、行政が一体となり健康増進に寄与することを目的に策定する計画。
第 4 次佐世保市食育推進計画	令和 4 年度～ 令和 8 年度	さまざまな関係機関や団体と連携し、また食育の担い手の育成や活躍の場の提供を図りながら市民が生き生きと豊かに暮らすための食育を推進することを目的に策定する計画。
佐世保市感染症予防計画	令和 6 年度～	新たな感染症等の発生やまん延に備えるため、感染症対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定する計画。
佐世保市老人福祉計画・ 第 9 期佐世保市介護保険事業計画	令和 6 年度～ 令和 8 年度	「高齢者支援に関する基本的な考え方」を明確にし、いかに高齢者支援体制の確保及び整備を図っていくのか、それらの実現に向け、取り組むべき施策について明確にするための計画。
佐世保市障がい者プラン	平成 30 年度～ 令和 8 年度	本市の障がい者に関する施策・事業を計画的かつ総合的に推進するための指針となる計画。
第 7 期佐世保市障がい福祉計画・ 第 3 期佐世保市障がい児福祉計画	令和 6 年度～ 令和 8 年度	「佐世保市障がい者プラン」をもとに、障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示した計画。
第 3 期佐世保市国民健康保険保健事業実施計画 (第 4 期特定健康診査等実施計画)	令和 6 年度～ 令和 11 年度	健康・医療情報を活用し、生活習慣病を起因とする被保険者の疾病の予防・健康増進を図り、効果的かつ効率的に保健事業を実施するための計画。
第 4 期佐世保市地域福祉計画・ 佐世保市地域福祉活動計画	令和 6 年度～ 令和 10 年度	地域福祉を推進するための基本理念や推進体制、地域住民等の主体的活動の活性化等を目的とした具体的な取組を示した計画。
佐世保市文化振興基本計画	令和 2 年度～ 令和 9 年度	佐世保市における文化振興のための基本計画。計画達成のための成果指標がある。
佐世保市スポーツ推進計画	令和 5 年度～ 令和 10 年度	市民の健康づくりやまちのにぎわいづくりなどの視点も含め、本市のスポーツ施策の方向性を明確にし、関係団体と目標の共有を図るとともに、必要に応じ、スポーツ以外の分野の取組との連動や、民間等との連携により、相乗的な効果を発揮するための計画。
佐世保市地域防災計画	昭和 38 年度～	風水害、地震、原子力災害等の各種災害における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の方針等を定めた計画。
佐世保市国民保護計画	平成 18 年度～	国民保護法に基づき、万が一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に行い、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画。
佐世保市国土強靱化地域計画	令和 2 年度～	大規模な自然災害等が発生した場合に致命的なダメージを回避し、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができる取組の方向性を示した計画。
佐世保市業務継続計画・受援計画	令和 3 年度～	大規模な自然災害等が発生した場合においても最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策を開始するとともに、応援団体の協力を得ながら早期に行政機能の復旧を図るための計画。

《 行政経営 》

主な計画等名称	計画期間	概要
佐世保市 DX 戦略	令和 4 年度～ 令和 9 年度	本市における DX の方向性や方針を明確化し、取組を加速させるために策定した戦略。
佐世保市公共施設適正配置・ 保全基本計画	平成 29 年度～ 令和 18 年度	次世代へ過大な負担を残さないことで、市民が継続して必要とされる行政サービスを楽しむことができるようにするという考えのもと、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準を図り、時代に即した行政サービスを実現するため、今後の公共施設等のあり方についての方針を示すもの。
第 7 次佐世保市行財政改革推進計画 (行革推進プラン)	令和 4 年度～ 令和 9 年度	人口減少や少子高齢化、急速なデジタル化など、取り巻く環境の変化や今後も厳しい財政状況が見込まれる中、財政の健全性を保ちつつ、顕在化する新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応していくための方向性や取組を示した計画。
過疎地域持続的発展計画	令和 3 年度～ 令和 7 年度	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、佐世保市内の過疎地域（吉井・世知原・宇久・小佐々・江迎・鹿町）の振興を図るための計画。
佐世保市地域公共交通網形成計画	平成 27 年度～ 令和 6 年度	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市の持続可能な公共交通網の形成に向けた基本的な指針となるもの。
佐世保市地域公共交通持続化実施計画	令和 4 年度～ 令和 6 年度	公共交通サービスを維持するため、バス事業の更なる効率化を図り、市内全域において持続可能なバス運行の維持を実現することを目的とした計画。

9. 社会指標・KPI の解説

社会指標・KPI	解 説
指標名 ■ = 社会指標 ■ = KPI	① 指標の意味（どのような社会状態を確認できるか）
	② 目標値とした理由（何を指すのか）
	③ 指標算出の数式
	④ 比較可能な参考値（他都市との比較）
子ども未来政策	
■ 合計特殊出生率	① 子育て支援が充実することにより、子どもを持つと考える市民が増加し、女性が出産する子どもの数が上昇することが確認できる
	② 人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す
	③ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値
	④ 長崎県：1.60／全国：1.30（R3年）
■ 子ども女性比	① 子育て支援が充実することにより、子どもを持つと考える市民が増加し、女性に対する子どもの比率が上昇することが確認できる
	② 人口減少を和らげるため、現状値以上を目指す
	③ 0歳から4歳人口（男女計）を15歳から49歳女性人口で除した値
	④ 長崎県：0.20916／全国：0.18089（R3年）
施策 1 ■ 乳幼児健康診査受診率	① 母子の実態把握をし、支援に繋げる乳幼児健康診査の受診状況から、子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減の状況を確認できる
	② 全国の平均過去3年間の平均値を目指す
	③ 乳幼児健康診査受診者数／乳幼児健康診査対象者数×100（%）
	④ 長崎県：96.6%／全国：95.6%（R3年度）
施策 2 ■ 地域子ども・子育て支援事業の平均利用回数	① 子どもと保護者が身近な施設でどれだけ子育ての支援を受けているのか確認できる
	② 施設でのサービス等を概ね週1回利用することを目指す
	③ 「地域子育て支援センター」＋「認定こども園（子育て支援事業）」＋「ファミリーサポートセンター」の延べ利用人数／就学前在宅児童数（5月1日時点）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■ 保育所等待機児童数（10月1日時点）	① 保育を必要とする子どもが、どれだけ保育所等に入所できないか確認できる
	② 保育所等の待機児童が発生しないことを目指す
	③ 各年10月1日時点の待機児童の数
	④ 長崎県：0人（R4年4月1日時点）
施策 4 ■ 乳幼児福祉医療費受給資格の認定率	① 乳幼児福祉医療費の認定申請がされることで、子どもが適切に医療を受けられる環境にあること及び受給を通じて子育て家庭に対する経済的支援が広く行き届いていることを確認できる
	② 対象世帯の全ての認定を目指す
	③ 乳幼児福祉医療費受給資格認定者数／乳幼児の人口（生活保護世帯の乳幼児を除く。）×100（%）
	④ 比較可能な参考指標なし
教育政策	
■ 市民一人当たりの生涯学習に関わった回数	① 生涯を通じ、あらゆる場所で学び続けている人が増えていることが確認できる
	② より多くの人々が学び続ける社会を目指す
	③ 生涯学習事業への参加、生涯学習拠点施設の利用者数／本市人口
	④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解 説
施策 1 ■全国学習状況調査児童生徒質問紙結果（学習意欲）	① 「学ぶことが好きですか」との問いに対する肯定値を測ることで、学習に対する意欲を確認できる ② 本計画最終年度に 70.0%を目指す ③ 全国学習状況調査児童生徒質問紙調査において「学ぶことが好きですか」の問いに「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（小学 6 年生、中学 3 年生において実施） ④ 長崎県：61.1%／全国：60.4%（R4 年度）
施策 1 ■全国体力・運動能力調査結果・運動習慣調査（運動好き）	① 「運動やスポーツをすることが好きですか」との問いに対する肯定値を測ることで、運動やスポーツが好きな児童・生徒の状況を確認できる ② 本計画最終年度に 90.0%を目指す ③ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において「運動やスポーツは好きですか」の問いに「好き」「やや好き」と答えた児童生徒の割合（小学 6 年生、中学 3 年生において実施） ④ 長崎県：86.4%／全国：86.1%（R4 年度）
施策 1 ■全国学習状況調査児童生徒質問紙結果（自己肯定感）	① 「自分にはよいところがあると思いますか」との問いに対する肯定値を測ることで、自己肯定感を確認できる ② 本計画最終年度に 90.0%を目指す ③ 全国学習状況調査児童生徒質問紙調査において「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（小学 6 年生、中学 3 年生において実施） ④ 長崎県：81.0%／全国：78.9%（R4 年度）
施策 2 ■地域学校協働活動等に携わった大人の人数	① 学校・地域・家庭が一体となって、子どもの育成に関わっていることが確認できる ② 減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す ③ 「地域学校協働活動」＋「放課後子ども教室」＋「地域未来塾」に携わった大人の人数及び家庭教育推進事業に参加した大人の人数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■健全育成事業への参加者数	① 参加者数の増加により、青少年の健全育成環境が向上していることを確認できる ② 減少を抑制し、現状の参加者数の維持を目指す ③ 青少年健全育成会への補助金を活用した事業に参加した人数＋徳育推進標語コンクール応募数＋徳育推進フォーラムへの参加者数＋補導に従事した補導委員の延べ人数 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■生涯学習事業への参加者数	① 多くの市民が生きがいをもって、地域のつながりや豊かな郷土を維持・発展させていることが確認できる ② 参加者数向上を目指す ③ 「生涯学習推進事業」＋「生涯学習支援事業」＋「英語シャワー事業」＋「文化財の調査・保護・活用事業」＋「世界遺産保存整備事業」＋「針尾送信所保存整備事業」＋「文化財展示施設等管理運営事業」に係る参加者等 ④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■生涯学習拠点施設の利用者数	① 生涯学習が行われる環境の充実度が確認できる ② 利用者数向上を目指す ③ 「地区コミュニティセンター」＋「市立図書館」＋「少年科学館」＋「総合教育センター」の利用者数 ④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解説
経済政策	
■ 市内総生産 (第2次・第3次)	① 第2次、第3次産業全体の活力を確認できる
	② 第2次、第3次産業の総生産の維持を目指す
	③ 長崎県の市町民経済計算における本市の第2次・第3次産業総生産
	④ 1,451,687 百万円 (R2 年度：中核市の平均値) ※ 統計データを公表している都市を対象に算出
施策 1 ■ 観光消費額	① 本市域外からの需要の取り込み効果を確認できる
	② コロナ禍で傷ついた観光消費をコロナ以前へと戻し、維持する。
	③ 一人当たりの消費額×観光客数
	④ 95,699 百万円 (平成 30 年度：コロナ以前の消費額へ戻し、維持する)
施策 1 ■ 観光消費額 (一人当たりの平均金額)	① 一人当たりの本市域外からの需要の取り込み効果を確認できる
	② 現状の消費額から+1 万円を目指す
	③ 一人当たりの消費額
	④ 34,048 円 (R3 年度：全観光圏の平均値)
施策 2 ■ 利益を上げた企業の割合	① 地域経済が円滑に循環していることが確認できる
	② 本計画最終年度に 50%の達成を目指す
	③ 法人市民税法人税割納税企業数/法人市民税納税企業数×100 (%)
	④ 比較可能な参考値なし
施策 3 ■ 立地企業の新規雇用計画人数 (平成 18 年度からの累計)	① 本市への企業誘致が進んでいることを確認できる
	② 佐世保相浦工業団地や設計・開発を含むオフィス系企業の誘致に加え、市内企業の増移設等を上乘せし、R9 年度に 4,426 人を目指す
	③ 平成 18 年度以降に立地した企業の新規雇用計画人数の累計
	④ 長崎県：2,500 人 (R3～R7 年度)
施策 4 ■ ふるさと納税制度による寄附額	① 本市特産品 (返礼品) の認知度及び販売額の向上を確認できる
	② 過去最高額を超える 30 億円を目指す
	③ ふるさと納税寄附額の実績額
	④ 5.4 億円 (R4 年度：全国 1,786 実施団体の平均値)
施策 5 ■ 競輪事業の事業収益額	① 競輪事業の成果を確認できる
	② 毎年 220 億円以上の車券売上を確保し、10 億円の収益を目指す
	③ 車券売上見込み額－開催に必要な経費＋競輪開催以外の収益額
	④ 814,372 千円 (R3 年度：全国 43 競輪場の平均値)
農林水産政策	
■ 市内総生産 (第1次)	① 第1次産業全体の活力を確認できる
	② R2 年度時点の第1次産業総生産の維持を目指す
	③ 長崎県の市町民経済計算における本市の第1次産業総生産
	④ 7,188 百万円 (R2 年度：中核市の平均値) ※ 統計データを公表している都市を対象に算出
施策 1 ■ 新規就農者数	① 農業の持続可能性を確認できる
	② 過去 5 年間の平均人数を毎年確保することを目指す
	③ 新たに就農 (雇用就農は除く) した人数 (当該年度)
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■ 認定農業者一人当たりの生産額	① 農業の生産性が向上していることが確認できる
	② 農業就業人口の減少率 (2017 年→2025 年) 11.5%と同等の増加を目指す
	③ 認定農業者等の生産額 (作目毎の (生産面積等×基準単収)) の合計/認定農業者数
	④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解説
施策 1 ■農山村の持つ地域資源の維持・継承面積	① 当該地の面積により、地域資源が適切に維持・継承されていることを確認できる
	② 減少を抑制し、現状面積の維持を目指す
	③ 多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業における活動組織の取組面積
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■新規就業者数	① 水産業の持続可能性を確認できる
	② 過去5年間の平均人数を毎年確保することを目指す
	③ 新たに漁業に就業（雇用者を含む）した人数（当該年度）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■漁業者一人当たりの漁獲高	① 水産業の生産性が向上していることが確認できる
	② 漁協組合員の減少率（2017年→2022年）9.5%と同等の増加を目指す
	③ 本市内の漁獲高／漁業者数（漁協組合員（法人経営体を含む））
	④ 比較可能な参考指標なし
都市政策	
■都市部（DID）における人口密度	① 人口減少が進む中においても都市的生活を営む区域においては、一定の居住人口の密度が保たれている状態を確認できる
	② 現状レベルの維持を目指す
	③ DID人口／DID面積
	④ 長崎市 67.6、諫早市 37.1、長与町 62.4、時津町 48.5、大村市 36.5、佐賀市 49.0、久留米市 54.5、大分市 47.4、別府市 55.9、呉市 51.5（R2 国勢調査 DID 人口密度）
施策 1 ■都市拠点部における地価の変動率（対前年度比）	① 主要地点の地価の変動で、都市のコンパクト度の状況を確認できる
	② 都市のコンパクトシティ化により土地利用が増進し、地価に影響を与えるため、主要地点における都市機能向上による地価の上昇を目指す
	③ 主要地点（11地点）の地価変動率／主要地点数 ※前期基本計画では、施策2「地域の特性に応じたまちづくりの推進」のKPIとして、市内全域の各拠点等24地点を採用していたが、後期基本計画では、施策1のKPIとして、立地適正化計画の都市機能誘導区域等をふまえ、11地点に見直し。
	④ 長崎県平均：▲0.6%／全国平均：▲0.1%（R4年度）
施策 2 ■認定長期優良住宅のストック数	① 長期にわたり良好な状態で住むことができる優良な住宅が増えていることを確認できる
	② 全国目標を基準に増加を目指す
	③ 長期優良住宅の認定を受けた住宅の累計戸数
	④ 全国：113万戸（R元年度現状値）→250万戸（R12年度目標値）
施策 2 ■再編整備による市営住宅の目標管理戸数の達成率	① 公営住宅が適正に整備・配置されていることが確認できる
	② 市営住宅の集約により都市部（都市核、地域核、生活核等）の人口密度の向上を目指す
	③ 当該年度の目標管理戸数／年度末の管理戸数×100（%）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■公園利用者数	① 適切な運用による公園の利活用の状況を確認できる
	② 現状と変わらず利用され続けられる公園であることを目指す
	③ 利用者数の計測が可能な公園の利用者数 （弓張公園、神崎鼻園地、白浜海水浴場、白浜キャンプ場、白岳自然公園、長串山公園、烏帽子スポーツの里、中央公園、三川内中央運動公園、テクノパーク第一公園、花高中央公園、広田公園、大塔公園、もみじが丘中央公園、天神公園、新公園、柚木ふれあいの森公園）
	④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解説
施策 3 ■管理瑕疵による事故発生件数（遊具）	① 日常管理と計画的な施設の更新などにより公園の安全性が確認できる
	② 公園を管理していく上で安全性の確保が最優先であるため
	③ 事故発生件数
	④ 比較可能な参考指標なし
上下水道政策	
■水の安定供給率（施設や水質の適正な整備管理による断減水の抑制状況）	① 水道施設や水質の適正な整備管理により、水が年間を通じて常に安定的に供給されていることが確認できる
	② 水道施設や水質の適正な整備管理により、市民に対して安全安心な水を常時安定的に供給することが水道局が目指す社会の状態であり水道局の責務であるため
	③ $(年間日数 - 災害等による断減水の年間発生日数 - 事故等による影響世帯数100戸以上の断減水の年間発生日数) / (年間日数 - 災害等による断減水の年間発生日数) \times 100 (\%)$
	④ 比較可能な参考指標なし
■整備区域内普及率（公共下水道が整備された区域に住む人口の割合）	① 公共下水道の普及を通して、公衆衛生の向上を確認することができる
	② 下水道の整備を推進することによって公衆衛生の向上を図ることが、水道局が目指す社会の状態であるため
	③ $公共下水道が整備された区域内の人口 / 行政人口 \times 100 (\%) / 79.4 (浄化槽等を除いた公共下水道の普及の最終目標値 (\%)) \times 100 (\%)$
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■基幹管路の年間更新進捗率	① 水の安定供給のための基幹管路の更新状況が確認できる
	② 水の安定供給のために基幹管路の適切な更新を目指す
	③ $年間の基幹管路更新総延長の実績値 / 年間の基幹管路更新総延長の計画値 \times 100 (\%)$
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■幹線管渠の年間整備進捗率（西部幹線）	① 公共下水道の普及のための整備状況が確認できる
	② 公共下水道の普及のために幹線管渠の確実な整備を目指す
	③ $年間の西部幹線管渠整備総延長の実績値 / 年間の西部幹線管渠整備総延長の計画値 \times 100 (\%)$
	④ 比較可能な参考指標なし
土木政策	
■道路による広域圏速達性	① 都市間ネットワークの結節により、本市と各都市圏及び西九州させば広域都市圏内の相乗的価値の向上を図ることができる（価値の低下の防止）
	② 連携中枢都市圏における人口のダム機能を果たす
	③ 1) 都市圏速達率：速達達成自治体/本土圏域自治体×100（%） （通勤通学圏域についての基準最短所要時間＝30分以内、その他＝50分以内） 2) 高速化戦略達成率：本市における道路高速化目標区間の整備率 西九州自動車道（松浦IC～武雄JCT：57.9km）、 東彼杵道路（15.0km）中整備済延長の割合
	④ 都市圏固有の交通環境評価のため比較困難
■市内主要渋滞箇所	① 市内循環の円滑化（慢性的渋滞のない状態）により、都市機能の維持を図ることができる（機能不全の防止）
	② ネットワーク機能不全の原因は渋滞であるため
	③ 長崎県交通渋滞対策協議会により特定された市内主要渋滞箇所数
	④ 長崎市：67箇所

社会指標・KPI	解説
■ 管理瑕疵による重症者数	① インフラ老朽化等への適切な対応により、市民の安全の確保を図ることができる（施設不備による事故の防止）
	② 市が管理する土木施設において重症者を出す事故があつてはならないため
	③ 管理瑕疵による負傷であつて、救急医療における「重症者」に区分された者の数（佐世保市消防局区分）
	④ 長崎市：0人
施策 1 ■ 市内主要渋滞箇所	① 市内循環の円滑化（慢性的渋滞のない状態）により、都市機能の維持を図ることができる（機能不全の防止）
	② ネットワーク機能不全の原因は渋滞であるため
	③ 長崎県交通渋滞対策協議会により特定された市内主要渋滞箇所数
	④ 長崎市：67箇所
施策 2 ■ 管理瑕疵による重症者数	① インフラ老朽化等への適切な対応により、市民の安全の確保を図ることができる（施設不備による事故の防止）
	② 市が管理する土木施設において重症者を出す事故があつてはならないため
	③ 管理瑕疵による負傷であつて、救急医療における「重症者」に区分された者の数（佐世保市消防局区分）
	④ 長崎市：0人
環境政策	
■ 温室効果ガス削減率（平成 25 年度比）	① 本市の温室効果ガス削減状況を確認できる（基準とする平成 25 年度の温室効果ガス排出量と当該年度の排出量を比較して、どれだけ削減できたかを率にして表したものの。）
	② 国の目標に準じて、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で▲46%の温室効果ガス削減を目指す
	③ $(1 - \text{当該年度の温室効果ガス排出量} / \text{平成 25 年度の温室効果ガス排出量}) \times 100$ （%）
	④ 長崎県：26.5%／全国：18.4%（令和 2 年度）
施策 1 ■ 電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の市内普及率	① 市内自動車の EV 及び PHEV 転換状況が確認できる
	② 環境基本計画に掲げる 2030（令和 12）年度温室効果ガス排出量削減目標 2013（平成 25）年度比 46%削減を目指す
	③ 市内の EV・PHEV 保有台数（推計値）／市内の自動車保有台数（二輪車等を除く）×100（%）
	④ 長崎県全体：0.30%（令和 3 年度）
施策 1 ■ 市域の再生可能エネルギー導入量	① 市内の電力消費に係る再生可能エネルギー使用状況が確認できる
	② 環境基本計画に掲げる 2030（令和 12）年度温室効果ガス排出量削減目標 2013（平成 25）年度比 46%削減を目指す
	③ 令和 3 年度再生可能エネルギー導入量（177MW）＋太陽光発電設備（10kw 未満）新規導入量（固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイトから算出）
	④ 長崎県全体：1,127MW／長崎市：154MW（令和 3 年度）
施策 2 ■ 環境基本計画の成果指標達成率	① 環境基本計画で設定した成果指標の目標が達成していることが確認できる
	② 成果指標達成率 100%を目指す
	③ $\text{目標達成した成果指標数} / \text{全成果指標数} \times 100$ （%）
	④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解 説
施策 2 ■環境基準達成率 大気(NO ₂ 、SO ₂) 水質(BOD、COD)	① 市域の環境（大気、水質）が、市民の健康の保護及び生活環境の保全のうえで望ましい状態か確認できる
	② 国が示す環境基準の達成を目指す
	③ 環境基準達成地点数／測定地点数×100（％）
	④ NO ₂ ：一般環境大気測定局 100％、自動車排出ガス測定局 100％ SO ₂ ：一般環境大気測定局 99.7％、自動車排出ガス測定局 100％ BOD：93.5％、COD：80.7％（令和2年度 全国達成状況）
施策 3 ■ごみの一人1日あたりの排出量	① 市内のごみ発生状況が確認できる
	② ごみ処理基本計画で設定した令和9年度目標値 975gを目指す
	③ ごみ排出量／年間日数（365日又は366日）／人口（住民基本台帳年度末人口）
	④ 長崎県平均：957g／全国平均：890g（令和3年度）
港湾政策	
■佐世保港を利用する船舶の総トン数	① 人と物の交流が拡大していることが確認できる
	② 現状値以上を目指す
	③ 佐世保港を利用するクルーズ客船や旅客船、貨物船等（米海軍の艦船等を除く。）の船舶のトン数を利用毎に合算
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■クルーズ客船による乗降人員数	① 船を利用した交流人口の拡大を確認できる
	② 平成30年（コロナ前ピーク水準）以上を目指す
	③ 佐世保港に寄港する全てのクルーズ客船の乗船客の上陸人員数＋乗込人員数
	④ 比較可能な参考指標なし
基地政策	
■港のすみ分けに資する効率的な土地利用の促進（旧軍用財産土地の転活利用率）	① 旧軍用財産の転活用の促進により効率的な土地利用が図られていることが確認できる
	② 港のすみ分けに資する効率的な土地利用のため、旧軍用財産の転活用の促進
	③ 転用済み土地面積／旧軍用財産土地全体面積×100（％）
	④ 横須賀市 75.5％、呉市 92.7％、舞鶴市 85.9％（いずれも令和4年度）
施策 1 ■前畑弾薬庫移転・返還の進捗率	① 本市が国へ要望している米軍提供施設である前畑弾薬庫の返還までの進捗状況が確認できる
	② 早期返還に向け進捗率の上昇を目指す
	③ 事業進捗率
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■防衛省発注佐世保地区建設工事における地元企業受注額	① 佐世保地区における防衛省発注建設工事の地元企業受注額を把握することで、基地（自衛隊・米軍）所在による経済効果が確認できる。
	② 防衛省予算の伸び率と同程度を目指す。
	③ 佐世保地区における九州防衛局発注の自衛隊・米軍施設関連建設工事の地元企業受注額（予算（支払）ベース）
	④ 比較可能な参考指標なし
市民生活政策	
■安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数（人口千人あたり）	① 市民生活における地域の安全・安心の状態を確認できる
	② 現状値の減少を目指す
	③ （交通事故発生件数＋刑法犯罪認知件数）／本市の人口×1,000 （1月1日～12月31日の件数）
	④ 長崎県平均：4.6件／全国平均：7.2件（令和4年）≪人口千人当たりの件数≫

社会指標・KPI	解 説
施策 1 ■町内会加入率	① 地域の絆の高まりを量的（町内会加入率）に捉え、その度合いを確認するもの
	② 現状値の向上を目指す
	③ 町内会から報告があった加入世帯数／国勢調査を基にした推計世帯数×100（%）
	④ 長崎県平均：77.4%／中核市平均：68.0%（令和4年度）
施策 1 ■地区自治協議会の活動への参加者数	① 地域の絆の高まりを質的（地区自治協議会の活動への参加者数）に捉え、その度合いを確認するもの
	② コロナ禍の影響を受ける以前の令和元年度実績である136,045人から毎年その1%分（1,360人）を増加させることを目指す
	③ 地区自治協議会が取り組む活動（行事や会議等）への参加者数
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■刑法犯罪認知件数	① 日常生活を脅かす要素（犯罪）が減少していることが確認できる
	② 過去10年間の減少率の年平均値を目指す
	③ 長崎県警察本部の統計における本市で発生した刑法犯罪認知件数（1月1日～12月31日の件数）
	④ 佐世保市：3.1件／長崎県平均：2.5件／全国平均：4.8件（令和4年）≪人口千人あたりの件数≫
施策 2 ■交通事故発生件数	① 日常の生活を脅かす要素（交通事故）が減少していることが確認できる
	② 過去10年間の減少率の年平均値を目指す
	③ 長崎県警察本部の統計における本市で発生した交通事故（人身事故）件数（1月1日～12月31日の件数）
	④ 佐世保市：2.0件／長崎県平均：2.0件／全国平均：2.4件（令和4年）≪人口千人あたりの件数≫
施策 2 ■消費生活相談・市民相談応答率	① 市民の相談に的確に対応していることが確認できる
	② 市民が納得できる相談対応100%を目指す
	③ 消費生活相談及び市民相談の応答件数／消費生活相談及び市民相談の受付件数×100（%） ※ 応答（相談者へ適切な助言や情報提供及び他機関の紹介や、事業者との仲介を行い解決したもの）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■人権・男女共同参画の啓発事業に参加して関心や理解が深まった人の割合	① 人権・男女共同参画について関心や理解を深めるための事業内容の適切さが確認できる
	② 事業参加者の全員が、人権・男女共同参画への関心や理解が深まることを目指す
	③ 人権・男女共同参画の啓発事業アンケートで「関心や理解が深まった、おおむね深まった」と回答した人数／アンケート回答者数×100（%）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■啓発事業への参加者数累計	① 人権・男女共同参画について関心や理解を深めるための事業に参加した人数が確認できる
	② 啓発事業参加者数を増加していくことを目指す。
	③ 啓発事業に参加した人数の令和6年度からの累計
	④ 比較可能な参考指標なし
保健福祉政策	
■平均寿命に対する健康自立度	① 誰もが、いくつになっても健康に暮らしていることが確認できる
	② 現状以上を目指す
	③ 本市の男女それぞれの平均自立期間／平均寿命×100の率を、男女別人口を用いて加重平均（男女別の率にそれぞれの人口をかけたものを足し合わせ、総人口で割る）したもの
	④ 長崎県：97.37%／全国：97.17%（令和3年度）

社会指標・KPI	解 説
施策 1 ■平均自立期間	① 人生における健康な期間（平均）を確認できる
	② 平均寿命と同等の延伸を目指す
	③ 厚生労働科学研究班による「健康寿命の算定プログラム」を用いて、人口、死亡数、介護保険の要介護認定者数等を使用して算定
	④ 男性・・・長崎県：79.7年／全国：80.0年（令和3年度） 女性・・・長崎県：84.2年／全国：84.3年（令和3年度）
施策 2 ■救急患者の受入病院決定率	① 適切かつ効率的な救急医療体制が整備されていることが確認できる
	② 直近5年間の平均である98.2%を目指す
	③ 問い合わせ回数4回以内で受入病院が決定した搬送件数／全搬送件数×100（%）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■訪問診療を受けた（延べ）患者数	① 住み慣れた場所で生活ができる在宅医療体制が整備されていることを確認できる
	② 75歳以上における人口推計（伸び率）に応じた医療の提供がなされていることを目指す
	③ 訪問診療に係るレセプト件数
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■要介護者以外の割合	① 住み慣れた地域で、自立した生活が可能であることが確認できる
	② 減少を抑制し、現状維持を目指す
	③ (65歳以上の高齢者数－要支援認定者を含まない要介護認定者数)／65歳以上の高齢者数×100（%）
	④ 長崎県平均：85.3%／全国平均：86.0%（令和4年度）
施策 4 ■入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数	① 障がい者の地域での社会参加が促されていることを確認できる
	② 過去4年間に移行した人数の平均（12人）以上を目指す
	③ 障がい者入所施設や精神科病院からグループホームなどの地域生活に移行した障がい者の数
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 5 ■重篤な食中毒発生病件数	① 食に起因する健康被害の発生が抑制されていることが確認できる
	② 被害が発生しないことを目指す
	③ 死亡食中毒又は50人以上の大規模食中毒の発生病件数
	④ 長崎県：1件／全国：39件（令和4年度）
施策 5 ■生活衛生許可施設の運営や動物の飼養等における健康被害発生病件数	① 生活衛生許可施設等の衛生環境の保持や狂犬病予防により、健康被害が起らない生活衛生状態であることが確認できる
	② 被害が発生しないことを目指す
	③ 生活衛生許可施設等で特定された健康被害や狂犬病の発生病件数
	④ 長崎県：0件／全国：0件（令和4年度） ※ 狂犬病の発生病件数など厚生労働省への報告義務のある事例のみ計上
施策 6 ■特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合	① 国民健康保険被保険者の生活習慣病重症化の抑制状況を確認できる
	② 毎年度▲0.1%を目指す
	③ 血圧Ⅱ度以上の者（収縮期160以上または拡張期100以上）／特定健康診査受診者×100（%）
	④ 長崎県市町平均：5.4%（令和3年度）
施策 7 ■就労支援対象世帯のうち就職・稼働収入増により自立となる世帯の割合	① 自立支援の促進が機能し、被保護世帯が自立につながっていることが確認できる
	② 現状値の維持 ※高水準の維持
	③ 就職・稼働収入増による廃止世帯数／就労支援対象世帯数×100（%）
	④ 比較可能な参考指標なし

社会指標・KPI	解説
文化スポーツ政策	
■ 市民一人当たりの文化・スポーツに触れた回数	① あらゆる場所で文化やスポーツに触れている人が増えていることが確認できる
	② より多くの人々が文化・スポーツに触れ続ける社会を目指す
	③ 「主要文化施設等の利用者数」+「拠点スポーツ施設の利用者数」/本市人口
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■ 主要文化施設等の利用者数	① 市民の文化意識の高まりを確認できる
	② 人口減少が見込まれる中、現状値維持を目指す
	③ 主要文化施設等の利用者数（アルカス SASEBO、市民文化ホール、島瀬美術センター、市立図書館）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■ 姉妹都市等との交流事業（派遣・受入）の参加人数（令和6年度からの累計）	① 市民の異文化理解に対する意識の高まりを確認できる
	② 人口減少が見込まれる中、現状値維持を目指す
	③ 市が実施する姉妹都市訪問事業や青少年訪問事業及び市民団体等が主体として実施する姉妹都市への訪問事業に参加した人数
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 2 ■ 拠点スポーツ施設の利用者数	① スポーツができる環境の充実度が確認できる
	② 過去5年間の平均値を目指す
	③ 拠点スポーツ施設（「体育文化館」+「総合グラウンド（庭球場・陸上競技場・野球場）」+「温水プール」+「東部スポーツ広場」+「小佐々中央運動広場」）の利用者数
	④ 比較可能な参考指標なし
消防政策	
■ 建物火災1件当たりの焼損床面積	① 火災による建物被害の抑制を確認できる
	② 現状値の減少を目指す
	③ 建物火災により焼損した床面積の合計/建物火災件数（過去5年間の平均）
	④ 全国平均（過去5年間の平均）：51.8㎡（令和4年度）
■ 心肺停止患者の1か月後の生存率	① 地域間・国際間での生存率等の比較が確認できる
	② 現状値の向上を目指す
	③ 1か月後の生存者数/心臓疾患で倒れた後に心臓マッサージ等が行われた人の総数×100（%）（過去5年間の平均）
	④ 全国平均（過去5年間の平均）：15.3%（令和4年度）
施策 1 ■ 消防隊の出動から放水開始までの時間	① 火災への迅速な対応状況が確認できる
	② 資機材の軽量化や消防技術向上等により、国の整備指針に対し0.5分の短縮を目指す
	③ 建物火災で消防隊が放水を開始するまでの所要時間の合計/建物火災件数
	④ 6.5分（国の整備指針）
施策 1 ■ 人口千人当たりの消防団員数	① 地域防災体制の充実度が確認できる
	② 平成30年の人口千人当たりの消防団員数を7.0人としたうえで、消防団員数の現状維持を目指す
	③ 消防団員数/人口×1,000
	④ 全国平均：6.1人（令和5年4月1日）
施策 2 ■ 救急隊の出動から病院到着までの時間	① 病院との連携により症状に応じた救急搬送が出来ていることが確認できる
	② コロナ禍前である平成30年度の実績値以下を目指す
	③ 救急隊が患者を病院に搬送するまでの所要時間の合計/救急件数
	④ 全国平均：47.2分（令和4年度）

社会指標・KPI	解 説
施策 2 ■救急隊が行う救命処置の適正化率	① 救急隊員が適切な救命処置を実施していることが確認できる
	② 常に適切な処置をすることを目指す
	③ 医師が適正と評価した救急件数／検証の対象となった救急件数（心肺停止患者等）×100（％）
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 3 ■人口1万人当たりの火災件数	① 火災発生状況が確認できる
	② 全国平均を目指す
	③ 火災件数／人口×10,000（過去5年間の平均）
	④ 全国平均：2.9件（令和4年度）
防災危機管理政策	
■災害死亡者数	① 大規模災害時においても、最悪の事態が発生しない防災体制であることが確認できる
	② 災害死亡者が発生しないことを目指す
	③ 地震や台風、大雨等の災害を原因とした死亡者数
	④ 比較可能な参考指標なし
施策 1 ■自主防災組織カバー率	① 市民の自助・共助による防災意識の向上が確認できる
	② 令和4年度の全国平均である84.7%を目指す
	③ 活動範囲世帯数／全世帯数×100（％）
	④ 長崎県：73.8％／全国：84.7％（令和4年度）
行政経営	
経営 1 ■全施策の成果の達成度	① 第7次総合計画において想定した全施策の目標が達成していることが確認できる
	② 計画年度終了時に、目標未達のKPIを発生させないことを目指す
	③ 各KPIの達成率の平均値 ※ 各KPIの現状値から目標値までの達成度を達成率として算出
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 2 ■仕事にやりがいを感じる職員の割合	① 職員が主体的かつ前向きに業務に取り組んでいることを確認できる
	② 現状から10%の増加を目指す
	③ 職員アンケートにおいて、「仕事にやりがいを感じている」と回答した職員の割合
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 2 ■広報させばに対する満足度	① 本市の広報させばのあり方に関する市民の意向が確認できる
	② 過去5年間と同水準以上を目指す
	③ 広報させば上で行うアンケートで「大変良い」「良い」と答えた件数(12か月分)／回答総数(12か月分)×100（％）
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 3 ■財源調整2基金の実質的な残高の標準財政規模に対する割合	① 本市の財政余力が確認できる
	② 目安とされる10%程度を目指す
	③ 財源調整2基金（減債基金及び財政調整基金）（特殊要素除く）の実質的な残高／標準財政規模×100（％）
	④ 比較可能な参考指標なし
経営 3 ■市税徴収率	① 市税が適正かつ公平に確保されていることが確認できる
	② 新たな納付方法を導入することなどで、現状値以上を目指す
	③ 実際に納税された額／納税されるべき額×100（％）
	④ 長崎県平均：97.3％／中核市平均：98.0％（令和4年度）

社会指標・KPI	解説
経営 3 ■「公共施設適正配置・保全基本計画」対象施設の延床面積削減率（累積）	① 人口規模と財政規模を勘案した、適正な施設保有状況が確認できる ② 基本計画の目標である、令和 18 年度までに 15%以上の削減に向け、5 年ごとに実施計画を策定し、施設の計画的な削減を目指す ③ 「公共施設適正配置第 2 期（R4～R8）実施計画」において見込む削減面積 ④ 比較可能な参考指標なし
経営 4 ■職場における改革・改善マインドの醸成	① 行革推進プランが目指す姿への到達に向けた基礎となる職場での改革・改善マインドの醸成状況を確認できる ② すべての職場で改革・改善の風土が醸成された状態を目指す ③ 職員アンケートにおいて「職場には組織全体で改革・改善に取り組む組織風土がある」と回答した職員の割合 ④ 比較可能な参考指標なし
経営 4 ■DX 戦略の達成度	① DX 戦略において想定した重点分野の目標を達成していることが確認できる ② 目標未達の KPI を発生させないことを目指す ③ DX 戦略において設定した各 KPI の達成率の平均値 ④ 比較可能な参考指標なし
経営 5 ■離島・半島地域の人口	① 対象地域の活力が維持・活性化していることが確認できる ② 対象地域の人口減少率の抑制を目指す ③ 離島（宇久町・黒島町・高島町）の人口＋半島地域（吉井町・世知原町・小佐々町・江迎町・鹿町町・浅子町）の人口（3 月 31 日時点） ④ 比較可能な参考指標なし
経営 5 ■行政を介した移住者数	① 市外から定住者を取り込めていることが確認できる ② H28 年度からの事業実施により移住者数は増加傾向にあるが、平準化した後も一定数の移住者を維持していくことにより、定住人口減少の緩和を目指す ③ 西九州させば移住サポート・交流プラザ（仮称）での移住相談や支援を経て本市移住に至った人数 ④ 長崎県：1,740 人／長崎市：418 人（令和 3 年度）
経営 5 ■市内公共交通に関する計画路線の達成率	① 市内の公共交通網が円滑に移動可能な状態にあることが確認できる ② 現在、運行（航）している公共交通の路線数の維持と、市内における交通不便地区の解消を目指す ③ 運行（航）中のバス、鉄道、航路、乗合タクシー等路線数／計画路線数（交通不便地区対策予定路線を含む）×100（%） ④ 比較可能な参考指標なし

10. 連携する政策・施策



クルーズ客船

クルーズ客船の経済効果の拡大施策

観光消費による地域経済の活性化は…

経済政策

施策1 観光の振興

- インバウンド観光の推進

観光客の移動時間を短縮し、安全に通行させるには…

土木政策

施策1 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善

- 市内循環ネットワークの整備

クルーズ客船の寄港拡大は…

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

- 港湾施設の利用促進によるみなとの振興



コンパクト+ネットワーク

コンパクト・プラス・ネットワークに向けた施策

コンパクトなまちづくりへの対応は…

都市政策

施策1 持続可能な都市形成と拠点の再生

- 持続可能なまちを目指した都市の再生
- 都市の課題を解決する取組の促進

拠点間をつなぐネットワークは…

土木政策

施策1 市内の円滑な循環を阻害する渋滞箇所等の改善

- 市内循環ネットワークの整備

行政経営

経営5 魅力あふれる持続可能な地域づくり

- 地域公共交通の維持・改善



ゼロカーボンシティの実現に向けた施策

カーボンニュートラル※に貢献する取組の検討は…

環境政策

施策1 カーボンニュートラル※の推進

- カーボンニュートラル※の推進

森林・漁場環境のカーボンニュートラル※の取組は…

農林水産政策

施策1 農林業の振興

- 農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承

施策2 水産業の振興

- 水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全

住環境のカーボンニュートラル※の取組は…

都市政策

施策2 安全で快適な住環境の確保

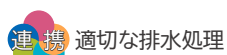
- 住生活基本計画に基づく住環境の確保

港でのカーボンニュートラル※の取組は…

港湾政策

施策1 人流と物流を支えるみなとづくり

- 経済活動の基盤となる社会資本の整備



適切な生活排水の処理に向けた施策

下水道整備区域における適切な生活排水の処理は…

上下水道政策

施策2 公共下水道の普及と安定処理

- 公共下水道の普及
- 下水の安定処理

下水道整備区域以外における適切な生活排水の処理は…

環境政策

施策2 環境保全活動の推進

- 環境負荷の低減

地域包括ケアシステムの推進に向けた施策

地域に暮らす高齢者・障がい者への医療は…

保健福祉政策

施策2 質の高い地域医療体制の確保・充実

- 良質で適切な医療・介護の提供

地域に暮らす高齢者への介護は…

保健福祉政策

施策3 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

- 介護予防等の促進
- 地域における生活支援サービスの充実

地域に暮らす障がい者への支援は…

保健福祉政策

施策4 障がい者の自立と社会参加の環境づくり

- 障がい者の地域での生活支援
- 社会的障壁の除去

保健事業について、他の施策と連携した一体的な実施…

保健福祉政策

施策6 国民健康保険事業等の適切な実施

- 後期高齢者医療に係る広域連合との連携

地域に暮らす高齢者・障がい者・子どもや子育て世帯への身近な支援は…

市民生活政策

施策1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会の活性化
- 地区自治協議会の運営・活動の充実

子ども未来政策

施策1 母子保健の推進

- 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

施策2 地域での子育て支援

- 地域における子育て支援の充実
- 地域における子どもの健全育成

多文化共生※の実現に向けた施策

在住外国人と地域との交流を進めるには…

市民生活政策

施策1 地域コミュニティの活性化の推進

- 町内会※の活性化

多文化交流を進めるには…

文化スポーツ政策

施策1 文化振興・国際交流の推進

- 国際交流の推進

多様な文化に適応できる人財の育成は…

教育政策

施策1 学校教育の充実

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成

施策3 生涯学習の充実

- 生涯学習の充実

救急と医療体制の充実に向けた施策

緊急時の救助・搬送は…

消防政策

施策2 救急・救助の高度化

- 生存率の向上
- 救助技術の高度化
- 救急車の適正利用と予防救急
- 感染症に対する備え

救助・搬送後の医療体制は…

保健福祉政策

施策2 質の高い地域医療体制の確保・充実

- 医療人材の確保
- 適切な救急医療体制の維持
- 地域医療に関する市民啓発

防災・減災に向けた施策

災害の総合的な対応は…

防災危機管理政策

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

- 総合的な防災・危機管理体制の確立
- 地域防災力の向上
- 市民への防災情報の発信
- 大規模災害発生時の対応

災害のための訓練や備えは…

消防政策

施策1 火災や自然災害対策の推進

- 自然災害に対する備え

災害発生時の上下水道は…

上下水道政策

施策1 水の安定供給の推進

- 危機管理体制の充実

施策2 公共下水道の普及と安定処理

- 危機管理体制の充実

災害のための備蓄は…

市民生活政策

施策2 安全安心施策の推進

- 災害時用備蓄品の確保

災害危険箇所の情報提供や対策の実施は…

土木政策

施策2 土木施設の安全・機能確保

- 予防保全型インフラメンテナンス※の着実な実施
- 突発・緊急案件への迅速かつ適切な対応









11. 持続可能な開発目標(SDGs)と後期基本計画の関係

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは？

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

佐世保市とSDGs

佐世保市においても、本計画の推進を通してSDGsの実現に貢献することとしています。本計画に掲げる各政策とSDGsの17のゴールとの関係性は、以下の通りとなります。

		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
									
ひと	子ども未来政策	●	●	●	●				
	教育政策				●				
しごと	経済政策				●				●
	農林水産政策		●						●
まち	都市政策								
	上下水道政策						●		
	土木政策								
	環境政策			●	●		●	●	
	港湾政策								
	基地政策								
くらし	市民生活政策			●		●			
	保健福祉政策	●	●	●					
	文化スポーツ政策								
	消防政策								
	防災危機管理政策	●							
行政経営									

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
							●	
		●						
		●	●			●		
			●		●	●		
●		●		●				
●								
●		●	●	●	●	●		
●								
	●						●	
			●					●
		●						
		●		●				
	●	●					●	●

12. 用語解説

アーバンスポーツ 広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市住民が参加しやすいスポーツ。BMX・スケートボード・スポーツクライミング・パークール・インラインスケートなどの都市型スポーツ。

RPA Robotic Process Automation（自動化技術）の略。AI等の技術を用いて業務効率化・自動処理を行うこと。

EBPM Evidence-based policy making（エビデンスに基づく政策立案）の略。エピソードや思い付きに基づく政策立案ではなく、根拠に基づいて政策立案を行うことで、よりよい政策を立案していこうという取組。

ウェルビーイング(Well-being) 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

海風の国 佐世保・小値賀観光圏のブランドコンセプト。日本の本土最西端に位置し、太古の昔から海風によって様々な文化・歴史と交流し、島々、浦々に特徴ある生活文化が根付き発展した当圏域を表すもの。

AI Artificial Intelligence（人工知能）の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

エリアマネジメント 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上（快適な環境創出、美しい街並み、地域のブランド力、良好なコミュニティの形成など）させるための、住民、事業者、地権者等による主体的な取組。

カーボンオフセット 日常生活や経済活動において努力をしても削減できなかった温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせる考え方。

カーボンニュートラル 温室効果ガス排出量をできるだけ削減したうえで、それでもなお排出される温室効果ガスを吸収または除去することで、実質ゼロにすること。

カーボンニュートラルポート(CNP) 港湾における脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を目指した取組。

希望出生率 若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率。

旧軍港市転換法 旧軍港市である横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする法律（昭和25年施行）。

救命の連鎖 傷病者の命を救い、社会復帰に導くために必要となる行動と、その一連のつながり。「心肺停止の予防」、「心肺停止の早期認識と通報」、「市民等による救命処置」、「救急隊や医療機関による救命処置」の4つで成り立つ。

競技スポーツ プロスポーツやオリンピックに代表されるように、スポーツ技術や記録の向上を目指し、人間の可能性を追求するスポーツのこと。競技スポーツは、相手や自分との勝負に「勝つか負けるか」が主な目的になる。

共助 地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。

健康経営 従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために、従業員の健康づくりに積極的に取り組むこと。

減債基金 地方公共団体の借入金の返済を計画的に行うための積立金。

合計特殊出生率 15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

公助 市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助。

こども政策 DX こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、べんりなものにしていくことができるような取組。

コミュニティ・スクール 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。「学校運営協議会」を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいて設置される。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

サイバーポート 港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現するため、「民間事業者間の港湾物流手続（港湾物流部門）」、「港湾管理者の行政手続や調査・統計業務（港湾管理分野）」、「港湾の計画から維持管理までのインフラ情報（港湾インフラ分野）」を電子化し、これらをデータ連携により一体的に取扱うデータプラットフォーム（データ活用の基盤）。

させば産品 市内にすでにある特産品（伝統的工芸品を含む）に加え、商品開発やブランド化により新たに特産品になるものを加えたもの。

サセボタバスケ 賞味期限や消費期限が近くなった食品類を、値段を下げてタバスケのWebサイトに登録（出品）してもらうことで、販売につなげるサービス。

サテライトオフィス 企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

GX Green Transformation（化石エネルギー中心の社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換）の略。太陽光発電をはじめとするクリーンエネルギー中心へと転換する中で、経済成長に繋げ、社会システム全体を変革しようとする取組。

自主防災活動 自然災害から、いのち・財産・わが家・わがまちを守るため、地域の人々が連携し、協力し合って活動を行うこと。

自助 災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること。

生涯スポーツ 子どもから高齢者まで、生涯にわたって人生の各時期（ライフステージ）に、それぞれの興味・関心や目的に応じてスポーツに親しむことを意味する。競技として、レクリエーションとして、あるいは健康・体力づくりとして、といったように様々な目的や楽しみ方がある。

3D 都市モデル 都市空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに名称や用途、建設年といった都市活動情報を付与することで、都市空間そのものを再現する 3D 都市空間情報プラットフォームのこと。

様々な都市活動データが 3D 都市モデルに統合され、フィジカル空間とサイバー空間の高度な融合が実現し、都市計画立案の高度化や、都市活動のシミュレーション、分析等を行うことが可能となる。

生活核 身近な地域における日常生活と都市活動の維持のための拠点。

生物多様性 地球上には哺乳類や植物、細菌類まで 3000 万種もの生きものが生息しているといわれており、どの生きものをとってただ一種だけでは生きていけず、多くの生命が他のたくさんの生きものと直接、間接的に支えあっている、生きものたちの豊かな個性と命のつながりのこと。

ゼロカーボンアクション 30 環境省が脱炭素に向けて提唱する取組で、省エネや住宅、移動、食品ロス、ファッションなど8つのカテゴリーに分けて、日々のライフスタイルの中でできることから気軽に取り組める 30 の行動を紹介している。（参照：環境省 HP「ゼロカーボンアクション 30」）

総合型地域スポーツクラブ 子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

ダウンサイジング 機器やシステムなどを性能や機能を保ったまま縮小、小型化、小規模化すること。

多文化共生 国籍や民族などの異なる人々が、互いのちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。（多文化共生推進プログラム、総務省、2006.3）

地域核 周辺地域を含んだ圏域における日常生活と都市活動の拠点。

地域学校協働活動 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

地域包括ケアシステム 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支援する体制。

地球温暖化防止活動推進センター「させぼエコラボ」 地球温暖化など環境問題に関する知識の習得や関心を高めることを目的として、対面やウェブを活用した環境教育デジタルサービスを提供することにより、市民や事業者のエコライフ・エコオフィス実践者の増加を図ることを目的に佐世保市が設置している。

地方交付税 地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税。

長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。

町内会 一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体又は自治活動を行っている認められる集合住宅の管理組合であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う地域コミュニティの最も基礎的な住民自治組織。

なお、本市においては、地域によって「自治会」、「公民館」、「区」など呼称は様々であるが、本計画では「町内会」で統一している。

DID Densely Inhabited District (人口集中地区)の略。都市的地域を表す地域単位として国勢調査で設定される人口集中地区のこと。

DX Digital Transformation (デジタル変革)の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念であり、英語圏で「Trans」を「X」と略することから「DX」と略される。

DMO Destination Management/Marketing Organization (観光地域づくり法人)の略。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地づくりの舵取り役を担う法人。

都市アイデンティティ 「佐世保市らしさ」を意味し、本市ならではの魅力や独自性を、市民の愛着や誇りとともに都市イメージとして定着させるもの。

都市核 都市全体及び周辺市町を含む広域的な圏域における中核を担う拠点。

都市拠点部 本計画における都市拠点部とは都市核や地域核及び斜面密集市街地整備地区の中から選定した11地点をいう。

西九州させぼ広域都市圏 近隣の市町と連携して、行政サービスにかかる費用の節減や、協働で経済支援を行うなど、スケールメリットを活かした取組を進めるための枠組みであり、佐世保市を中心として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町の12の自治体で構成。

認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村の認定を受けた農業経営者等。

HACCP Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析重要管理点)の略。食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。具体的には、食品等事業者が原材料の受入から最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、その危害の発生を防止することができるポイントを重点的に管理する手法。

BPR Business Process Re-engineering (業務プロセスの見直し)の略。コスト、品質、サービス、スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネスプロセスを根本的に考え直し、抜本的にデザインし直すこと。

標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模。

病診連携 役割(機能)の異なる病院と診療所間の連携のこと。(例：かかりつけ医と手術を行う病院の連携)

病病連携 役割（機能）の異なる病院間の連携のこと。（例：急性期病院と回復期病院の連携）

フードドライブ 家庭などで余っている食べ物を持ち寄ってもらい、子ども食堂などに寄付する活動。

平均自立期間 日常生活動作が自立している期間の平均で、介護保険の要介護度の要介護 2～5 を不健康（要介護）な状態とし、それ以外を健康（自立）な状態として算定。

ポートセールス 港の管理者が船社や関連企業等に自ら所有する港のメリットを説明し、クルーズ客船等の船舶や貨物を誘致すること。

MaaS Mobility as a Service（サービスとしてのモビリティ）の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

まちづくりDX 基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。

学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校) 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

みなとオアシス 地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録するもの。

予防救急 救急車を呼ばなくてはならないような病気やけが、熱中症などを未然に防ぐために、日頃から気を付けるポイントを知り、意識して行動すること。

予防保全型インフラメンテナンス 施設の定期点検を継続的に実施しながら、インフラの老朽化状況の全体像を把握し、緊急度に応じた措置を行うとともに、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行うことで、維持管理費用を可能な限り抑制、平準化していくインフラの管理手法。

4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)
リフューズ (Refuse)：ごみになるものを断る。
リデュース (Reduce)：ごみになるものを減らす。
リユース (Reuse)：ものをそのまま再使用する。
リサイクル (Recycle)：原材料に戻して再生利用する。

ライフサイクルコスト 施設等の設計及び施工から解体や廃棄に至る過程で必要な費用の合計額のこと。



第7次佐世保市総合計画 後期基本計画

令和6年3月発行

[編集・発行]

佐世保市役所 企画部 政策経営課

〒857-8585

長崎県佐世保市八幡町1番10号

TEL 0956-24-1111

FAX 0956-25-9676



7TH
SASEBO CITY
MASTER PLAN
2024-2027